

{ 平成13年2月16日 }
関東財務局

茨城商銀信用組合について

1. 茨城商銀信用組合については、本日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第8条に基づき、内閣総理大臣により、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等が行われたところである。
2. 茨城商銀信用組合の業務については、金融整理管財人による管理の枠組みの下で、今後も従前通り行われることとなり、預金等については全面的に保護されるとともに、善意かつ健全な借り手への融資については、きめ細かな対応が図られることとされているので、利用者におかれては、心配されることなく、冷静な対応をお願いしたい。
3. また、関東財務局としても、茨城商銀信用組合の取引先が資金調達に支障を来たすことのないよう、今後早急に、政府系金融機関、信用保証協会や民間金融機関等に対し、協力を要請することとしている。
4. 関東財務局としては、金融整理管財人による同組合の業務運営が円滑に行われるよう、関係機関と連携を図りつつ最大限の協力を行ってまいりたい。